

本書面に記載されたお申し込み
または、ご契約の内容を十分にご確認くださいようお願い致します。

特定商取引法に基づく表記について

1. 小売電気事業者

- 事業者 株式会社東名
- 代表者 日比野 直人
- 住所 三重県四日市市八田二丁目1番39号
- お問い合わせ先 0120-119-885
【受付時間】 9:00～18:00(年末年始、一部の窓口を除く)

2. 訪問・電話勧誘販売業者(媒介・取次・代理業者)

- 事業者 株式会社東名
- 代表者 日比野 直人
- 住所 三重県四日市市八田二丁目1番39号
- お問い合わせ先 0120-119-885
【受付時間】 9:00～18:00(年末年始、一部の窓口を除く)

3. 販売条件

- 商品・役務の種類 電気の供給
(ご契約内容は小売電気事業者より別途通知する「お申し込み手続き完了のご案内」をご参照ください。)
- 販売価格 契約プランごとに設定
(詳細は電気需給約款をご参照ください。)
- 支払時期 原則として請求月の翌月末日。なお、請求は毎月の検針/計量日から翌月の検針/計量日を1ヵ月分として行います。
- その他の負担 供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更など、お客さま都合に伴う工事費等について、小売電気事業者が一般送配電事業者から負担を求められた場合にはお客さまにその費用を負担していただくことがあります。
- 契約期間 契約期間は3年とします。
- 解約方法 原則として、お客様から通知された終了期日または通知を受けた日に受給を終了させるための適切な処置を行います。更新月(供給開始月[供給契約が更新された場合には、更新された月]から起算して36か月とその翌月)を除く契約期間内の解約となる場合には、契約解除料として9,800円(不課税)をお支払い頂きます。
※オプション申し込みについては、重要事項説明書に則って違約金が発生することがございます。

4. その他注意事項

- 電気という商品の性質上、返品は出来ません。
- 一般送配電事業者が非常変災その他の理由によって電気の供給を停止した場合には、小売電気事業者はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 電気需給契約の詳細については、電気需給約款をご参照ください。
- クーリング・オフ
「特定商取引に関する法律」における「訪問販売」もしくは「電話勧誘販売」によりお申し込み(ご契約)された場合には、特定商取引に関する法律および同施行令等に基づきクーリング・オフを行うことができます。クーリング・オフに関しては別紙をご参照ください。

小売電気事業者

株式会社 東名

登録番号: A0650

本 社

〒510-0001 三重県四日市市八田二丁目1番39号

お客様サービスセンタ

〒451-0045 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名古屋プライムセントラルタワー9階

☎ 0120-119-885

[受付時間] 9:00～18:00(年末年始、一部の窓口を除く)